

やむを得ない事情により学校給食を食べられない場合

★ 食物アレルギーによる欠食

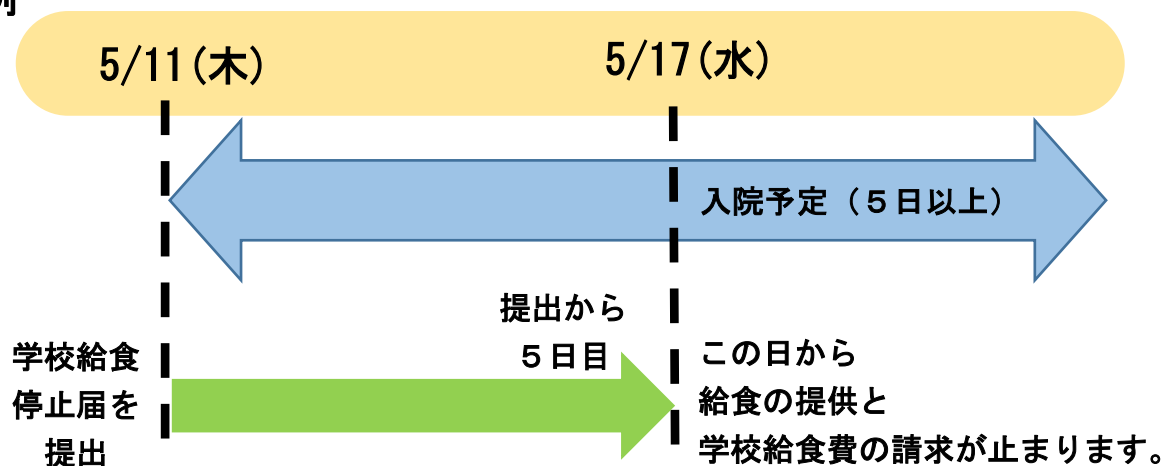
食物アレルギー等の身体的理由により、学校給食の一部を食べられない場合は、食べられないものに応じて、食材費等を考慮したうえで、市内統一の規定により学校給食費を減額します。

★ 病気やけが等により欠食する場合

病気やけが等により、給食を食べないことが見込まれる場合は、事前に学校へ連絡し「学校給食停止・開始届」を提出することで学校給食の提供を停止することができます。

欠席が連続して5日以上ある場合は、「学校給食停止・開始届」を学校へ提出した日から数えて5日目（土日は除く）から給食が中止され学校給食費の請求も止まります。

例



- 食材発注の都合上、すぐに給食を止めることはできません。あらかじめご了承ください。
- 欠席が連続した1日～4日の場合、または、連続した5日以上欠席であっても「学校給食停止・開始届」が提出されない場合は対象になりません。
- 事前に5日以上欠席がわかっている場合は、4日以上（土日は除く）前に停止届を提出することで、欠席した日から給食の提供・給食費の請求、共に止めることができます。
- 給食を再開する場合も「学校給食開始届」を提出した日から数えて5日目からの給食提供となります。